

P1 第5次 韓・日会談 予備会談
一般問題、1960 - 61

分類番号 723.1 JA
登録番号 716

P20 1960年7月4日

韓日関係当面問題対策
政務局

韓日関係当面問題対策

一、結論

韓日関係の基本問題及び諸懸案の解決は現在、韓日両国の国内政治情勢が安定した後に回したほうが良いだろうが、現在協定更新期限が差し迫って来ている在日僑胞北送問題と、日本漁船団の大挙侵犯がある平和ライン問題は、緊急な対策の樹立施行が要請されるので、下にこれに対する考察をすることにする。

二、北送問題

1. 状況及び諸与件

(ア) 本件は過去十余年間の在日僑胞政策失敗の累積から来る結果として、問題の所在を北送の現象に求めるのではなく、その原因に求めるのであり、当面对症療法以外に根本的長期的対策が必要だ。

(イ) 北送に関する諸原則は既に去年カルカッタ協定締結当時に決定され、また国際赤十字社の介入問題も既に決定されたものであり、協定延長余否はただ施行上の問題なので、原則問題に対する論争や対国赤工作の実効性は希薄だと言うしかない。

(ウ) 北送協定更新または延長の可能性は、(第一に)北送希望者数の多募に依存するが、現在登録した北送希望者数は約1万名内外と報道されていて、今後の希望者数予測に対して日本外務省側は10万ないし14万と見ているが、中立的な観測者(米国側)は7万ないし10万になるだろうとする。

(エ) 現日本政府はこの問題を表面上可及的静穏に保留しておいて、次期政権に渡してどちらにせよ決定させるだろうし、日本の次期政権は当時の情勢に沿って態度を定めるだろうから、北送希望者数の多数を理由に延長の不可避を主張することが予測される。

2. 目標

叙上を考慮し本件の当面目標を次のように措定する。

- ア、在日僑胞保護善導
- イ、北送希望者数減少
- ウ、北送協定延長阻止ないし短期化
- エ、在日僑胞地位保障及び帰国者優待

3. 方法

前記目標を達成するために長期短期の次の施策を遂行する。

ア、対僑胞施策

在日僑胞問題の民本的対策として僑胞の積極保護善導策を即時開始することと、このために

- a. 北送阻止費残額(17万弗)のほとんどを、一または二個の最も実効的な大事業のために使用するようし、同時にその実体的効果を期し、
- b. 民団内の腐敗要素を肅清し、過去の弊習を一掃して、このためにその人事を掌握し、民団の人件費等主要経常費及び事業費を補助して、在日僑胞の思想善導及び福祉向上に関する諸施策を行う。

イ、対日本対米国施策

僑胞問題の根本的解決の一環として、僑胞の地位及び帰国者に関する交渉を即時に再開し、可及的早急な日時に妥結するようにする。

これに関して米国の協力を求める。

ウ、対内外輿論施策

北送反対の立場を継続固持し、日本に対する心理的圧迫を加え、民団等の北送反対運動は宣伝面に置重する。国内外に対する宣伝強度の緩急は、日本政府の反応如何に沿って調節することにして、盲目的で実利を離れた誇張は避けるようにする。

4. 結論

前記施策の総合的効果として、短期的には

ア、北送希望者数の減少

ウ、北送協定延長阻止ないし短期化を期して

長期的には在日僑胞問題の漸進的改善を期することである。

三、平和ライン問題

平和ライン問題の解決は、日本が韓国に対して持っている当面最大の要求だが、日本としては自肅または暫定協定云々で平和ラインに対する潜食を企図する一方、わが国の態度を測定しているので、これに対して過去の強硬態度を堅持して、今後の韓日全面交渉において対日財産請求権問題等諸懸案解決との関連下に、適当な解決を企図しなければならない。

また北送協定延長問題と所期の目的を達成できなかった場合、民族感情に基づいた対日強硬態度を平和ライン問題に転向することで、将来韓日交渉においての平和ラインの牽制力を強化するだろう。

P37 韓日会談をソウルで開催するのに対する観察

韓日間の懸案問題を解決するのにおいて、韓日間外相級会談のような経路を通じた政治的解決が先行した後、実務者会談がこれを具体化する場合には、会談地は第二次的意義を持つもので問題にはならなかったが、従来のように実務者会談を通じた解決を試みる時、ソウルでこの会談を開催するなら、次のような利害得失がある。

(一) 利点

ソウルで韓日会談を開くなら、わが側は会談資料及び人員の調達が容易だ。

(二) 害点

(1) 日本代表団が大挙来韓することが予想され、もしも会談が順調に行かない場合、日本代表団が常駐する可能性があり、事実上駐韓日本代表部の設置を許す結果をもたらし、万一われわれがその撤収を要求すれば、日本はわが駐日代表部の撤収を要求するかも知れない。

(2) この結果は韓日間の国交を正常化させず、大使館ではない「代表部」の設置を許すものなので、日本の対北韓関係が微妙になって来て、理論上では日本が北韓にも代表部を設置できることになるもので、「二つの韓国」を招来する恐れがある。

- (3)日本代表団がわが国の政界や財界の人物と個別的に接触して彼らに影響を与え、彼らに局外者として不当な干渉や圧力を外交交渉に与えるようにする恐れがある。
- (4)ソウル以外の地で会談が開かれる場合、万が一わが側の立場に不利なことがある時には、本国請訓等を口実に遅延作戦をできるが、ソウルではこれが不可能だ。

P40

入手時間・・・9.15 17:00
収集機関・・・中央情報部

在日朝総連系の韓国浸透方法に対して

韓国朝総連系の南韓出身韓国人の内には、母国の父母兄弟に面会するという口実で、居住地に他から移転し在日僑胞居留民団に加入し、正式旅券を申請して入国する方法を取っているという。

追記：

9月9日時事情報報告第75号(朝総連系の国会議員立候補に関して)で既に通報したように、朝総連系では裏で韓国浸透工作の一環として、朝総連脱退を仮装し民団加入及び母国入国を企図しているが、関係当局では彼らの敵性の余否を慎重に検討し、このようなことを事前に防止できる対策が講究されなければならないと思料される。

P41

日本資本の対韓投資推進説に関して

日本人実業家たちは遠からず韓日国交が正常化するだろうという前提の下に、韓国企業系内の立替申請及び実質的交渉を国内または日本で推進中にあるが、

1,投資方法としては彼らが選択する業種の工場を設置するのに所要される資金全額と工場完成後の運営資金一切を供与するとし、

2,工場所有権及び代表者は韓国人側にするが、株式分配においては韓国側が2.5割ないし3割に、日本側が7.5割ないし7割にして、日本人技術者指導下に運営することを提議し、現在交渉中にあるという。

3,このような日本側の提案に対して国内実業家たち良心的な人士たちは、これを日本の対韓経済侵略行為と断定し頑強に拒否しており、

4,一方民族的良心がなく実力のない企業人の内、一部の人たちはこれを好機会に日本人のこのような提議に協力交渉中という。

5,また没自覚的な一部僑胞企業人たちは上記案件を進んで受諾推進しようとするが、その理由としては国内情勢変動による回収不可能と韓国人財産搬出不許可(日本政府)等を挙げている。

これは日本資本を代理して韓国企業界の実権を掌握しようという提議なので、徹底した監視が必要だという輿論である。

P42

在日僑胞経済人の動向

最近在日僑胞経済人たちは過去、日本にある彼らの財産を韓国に搬入し、生産企業体設置問題を推進したが、

- 1.各者が個別的に関係当局と交渉して失敗したことがあり、今度は健全な経済人たちが統合

して一元化した系統で本国政府に要請する体制を備えるために、在日僑胞経済人たち総網羅した在日大韓商工連合会(仮称)を組織し、

2.同連合会が本国に企業体を設置しようという実業家たちに、必要な手続きを代行させる方法を講究することにしたという。

P43 第五次韓日会談進行に関して、10月28日開催された国務会議に報告するために諒解を得た「韓日会談に対する説明書」

韓日会談首席代表宛 外務部長官 1960年11月3日

P44 韓日会談に対する説明書

1.既に日本小坂外相訪韓時に決定したことに沿って、去る10月25日東京で韓日会談予備会談が開催された。わが側代表団は兪鎮午首席代表以下7名が専門委員及び補佐官と共に出席し、日本側は澤田廉三首席代表以下16名が出席して、両側の開会挨拶に続いて今回の予備会談を第五次韓日会談と規定し、各分科委員会構成等諸般規定は第四次会談に準じることにするが、具体的なことは首席代表間の相談に一任して、必用に沿って運営委員を両側がそれぞれ1人ずつ出し、進行を協議するように定めた。また両側が四個分科委員会の構成人員名簿を交換したが、その内容は次の通りだ。

韓国側

法的地位分科委員会代表	嚴堯燮、金潤根
一般請求権小委員会代表	劉彰順、李相徳
船舶小委員会代表	陳弼植、文哲淳
文化財小委員会代表	嚴堯燮、文哲淳
平和ライン及び漁業分科委員会代表	金潤根、池鉄根

日本側

基本分科委員会代表	伊関佑二郎
法的地位分科委員会代表	高瀬侍郎
一般請求権小委員会代表	西原直廉
船舶小委員会代表	朝田静夫
文化財小委員会代表	伊関佑二郎
平和ライン及び漁業分科委員会代表	高橋泰彦

新聞発表に対しては両側が責任者を指定することにして、わが側は文哲淳代表を担当者に指定した。

25日兪首席代表は嚴公使と共に日本側の澤田首席代表及び伊関アジア局長と非公式会合を持ち、会談進行を第四次会談時と同じにし、用語その他に対しても前例に従うことを定め、この協議内容を11月2日第二次会談会議で確認することと定めた。

2.会談に対する進行要領

日本側が11月20日に施行する総選挙の結果が判明する時までは、何ら重要な譲歩や言質を与えないことと予想するものだが、可及的非公式会議等の方法で日本側の新しい態度を打診し、これを勘案して日本の総選挙後に韓国側の代案を提出する方法で進行させることとする。

3.北送問題に対して、日本側が総選挙等政治的考慮で日本内の左翼及び北韓系列側の圧力に屈し、28日1年間北送協定を延長して輸送を促進する条件で北韓傀儡側と妥協することになったが、これに対してわが政府としては厳重抗議するように駐日代表部に指示したし、また前

記両首席代表会談時に兪代表が不満と遺憾の意を強力に表明したことがある。しかしこの問題に因って、やって開始された予備会談を中断する考えはない。

4. 各懸案問題に対する現在の立場は大体次の通りだ。

ア、法的地位分科委員会

法的地位問題は第一次以来最も多く実質的に討議された問題で、第二次世界大戦終了時以前から日本内に継続居住する韓人僑胞に対しては、内国民待遇と永住権を認定すること、また自らの意思で韓国に帰国しようとする者に対しては、その財産を無制限搬出できるように大体合意されている。ただ第四次会談時に北送問題と関連して、韓国への集団帰還問題が論議されたが、現在においては韓人僑胞が本人が望むなら日本に安住できるように法的及びその他諸般保障を確保してあげるのに主眼点を置いている。

イ、財産請求権問題は韓日会談でわれわれが解決する最も重要な問題だと見るが、これを再び区分して一般請求権、船舶請求権及び文化財請求権等に分設できる。

(1) 一般請求権はその根拠を主に軍政法令第 33 号、財政及び財産に関する韓米間最初の協定及びサンフランシスコ平和条約第 4 条 B 項等に依る請求で、日本が当然認めなければならないものである。これに関連して対日平和条約第 4 条 B 項に関して米務省の解釈に依れば日本は韓国に対して何らの請求権はないが、在韓日本財産の韓国政府取得に関して韓日両国間の請求権問題解決には、その事実が考慮されなければならないとした。

日本側はこのような解釈に基いていわゆる対韓請求権を主張しなくなったが、わが側は韓国の日本に対する賠償は前記考慮に依って要請せず、ただ法的債権の清算だけ要請しているのである。

一般請求権の内容は下の通りだ。

(イ)地金と地銀

(ロ)日本政府の対朝鮮総督府債務

(ハ)1945 年 8 月 9 日以後日本に移替送金された金員

(ニ)韓国に本社を置く機関又は法人団体の在日財産

(ホ)韓国人所有の日本の国債、公債、銀行券及び被徴用者に関する請求権

これに対して日本側はまだ何の言質も与えないでいるが、わが側はすべての法的根拠挙げて交渉を進行するだろう。

(2)船舶は連合国最高司令部覚書第 2168 号、軍政法令第 2 号、第 33 号等に依拠して請求するものだが、1945 年 8 月 9 日当時韓籍船 556 隻(18 万 9 千トン)と当時韓国水域にいた 47 隻(7 万 6 千トン)を請求中である。

日本側はこれに対して前記法律等の拘束力を否認して、ただ贈与として 29 隻(1 万 6 千 345 トン)だけをくれるとした。

(3)文化財に対しては、韓国民の国宝等文化財はその国民の固有な財産であり日政 40 年の間、日本が不当な方法で搬出して行ったものなので返還せよというものだ。

日本側は今まで何の価値もない昌寧古墳出土物 106 片を返還するのに終え、また梁山古墳出土物 489 点の目録を提出しているだけだ。

わが側は既に 1,015 点の目録を第一次で提出したし、今後約 3 万点の目録を提出する考えだ。

ウ、平和ラインに対しては、日本側は公海漁業の自由を原則に立てて平和ラインの不法を主張するのに対して、わが側は沿岸国の漁業管轄権と国防上の要請等を根拠に平和ラインの合法、正当さを主張した。

その間日本側は第一次ないし第三次会談時まで領海の外の公海での共同漁業保存措置を主要点にする提案をしたし、第四次会談では平和ライン内の魚種によって禁漁区及び

制限漁労区を設定して、両側共同調査及び保存措置のための委員会設置を要綱にする提案をした。

これに対してわが側は第一次会談時に、沿岸国の漁労のための管轄区域と共同保存及び開発のための協定区域の設置及び、このための共同委員会設置要綱にする案を提出したし、第四次会談時には日本側提案は平和ラインを全面的に無視したものであったので、考慮する価値がないと一蹴した。

エ、基本関係に対しては合邦条約等の無効問題を持って、主に第一次会談時に論議されたがその後別段進展がなく、他の懸案諸問題が解決すれば、それに沿って基本関係も討議解決されるだろうし、今回の予備会談でも基本関係委員会は他の問題の進展を見ながら討議を開始することで合意ができています。

結論

以上の背景を基礎に予備会談の進展を考慮して、外交交渉の機密の必要を勧告し、適当な段階で問題別に関係部と協議して会談を進行させることとして、本格的な交渉は日本の総選挙以後になるだろうと考えるものである。

P59

1960年12月13日

会議要録

1. 会議日時：1960年12月13日(月曜日)午後3時から約1時間の間
2. 会議場所：政務局長室
3. 会議出席者：外務部政務局長 尹錫憲
駐韓米大使館1等書記官 ドナルド・エル・レイナード(Donald L.Ranard)
4. 会議内容：
(尹局長) 駐日米大使館等から韓日予備会談に関して聞いた話はないか?
(レイナード) 別に聞いた話はない。しかし兪首席代表とマッカナギ大使が会談をする中で、兪代表が「韓国側は韓日間懸案問題の全般的な解決ではなくても、若干の問題に関する解決がなされれば、両国間の国交を正常化させるのが良いのではないかと考える」と言ったが、これは興味ある意見だと思う。日本側は平和ライン問題が解決しない限り、他のことの解決も不可能だという考えを持っているようだ。
(尹局長) 解決が容易な問題だとしても、最も難しい問題が解決しない限り解決できないという日本側の態度は会談の成功的な進行のために良い方式ではない。まず易しい問題から解決して行けば、自然と相互間に良好な雰囲気造成されるだろうし、したがって難しい問題も解決が容易になるのではないかと思う。特に在日韓人の法的地位問題に関して見ても、日本側は既に互いに諒解がなされたことがある点に関して、新しく問題を提起しているが、これは全く予期できなかったことだ。これから遠からず年末休会に入るのだが、休会以前に一つの問題に対してでも、何か解決の基礎が備わなければ、この間二ヶ月間にわたって両側が無意味な会合をした結果になるだろうし、自然と国民は失望するだろうと思う。
(レイナード) それなら懸案問題を一つずつ個別に解決しようという意味なのか?
(尹局長) 必ずしもそうだと言うのではない。実際面において今、両側が諸懸案問題の解決のために努力している。私が意味するのは、進展が可能なものは遅滞せずに解決を推進して弾力性を持って会談を進行して行こうということだ。
(レイナード) さっき日本側が既に諒解した問題に関して、新しい問題を提起したと言ったが、

それは具体的に何なのか?

(尹局長) 在日韓人の子孫に対しては全般的に永住権を付与しようということで双方の諒解ができていのに関わらず、今回の会談において日本側はその対象者をサンフランシスコ平和条約発効以前に出生した者に制限し、その後出生した者に対しては永住権を付与できないと言うが、これは不当なことだ。

(レイナード) 日本側の理論を私も理解できない。

(尹局長) 日本の6億ドル援助説があるが、どんな話なのかご存知か?

(レイナード) 全く知らない話だ。

以上

P64

1960年12月 日

韓日会談に対する説明

1. 序論

新共和国が樹立された以来、政府は対日関係正常化を当面主要外交施策の一つに掲げて、この間中止状態にあった韓日会談を新しく開催し、多年間にわたって解決が遅々として進まなかった韓日両国間の諸懸案問題を、合理的に妥結しようという態勢を備えて来た。こうして去る10月25日から第五次韓日会談予備会談が開催され、12月21日に一旦休会に入り、明年1月25日に再会するように暫定的に合意されている。

2. 今までの会談進行の概略

去る10月25日から始まった会談では、まず第一次及び第二次全体会議で今後の会談運営に関する基本方針に関して、次のように第四次会談時のように合意を見たし、

(1) 下のように分科委員会別に討議を進行させる。

(ア) 基本関係委員会

(イ) 在日韓人法的地位委員会

(ウ) 韓国請求権委員会

イ、一般請求権小委員会

ロ、船舶小委員会

ハ、文化財小委員会

(エ) 平和ライン及び漁業分科委員会代表

(2) 会談使用用語、通訳、議事録作成、新聞発表等の問題においても、第四次会談時と同じようにする。

同時に今回会談の両側の代表名簿も交換されたが、両側代表団の首席代表及び各委員会の首席代表は次の通りだ。

(ア) 基本関係委員会

韓国側代表・・・許政

日本側代表・・・伊関佑二郎(外務省アジア局長)

(註) 基本関係委員会は他の分科委員会の進展に沿って、追って開催することで両国間の合意ができているので、韓国側代表はまだ選定されていない。

(イ) 在日韓人法的地位委員会

韓国側代表・・・嚴堯燮(駐日公使)、李天祥(弁護士)

日本側代表・・・高瀬侍郎(法務省入国管理局長)

(ウ) 韓国請求権委員会

本委員会は三個の小委員会に分割されているので、代表も小委員会別に分かれています。

イ、一般請求権小委員会

韓国側代表・・・劉彰順(韓銀副総裁)、李相徳(韓銀人事部参事)

日本側代表・・・西原直廉(大蔵省理財局長)

ロ、船舶小委員会

韓国側代表・・・陳弼植(外務部理事官)、文哲淳(駐日代表部参事官)

日本側代表・・・朝田静夫(運輸省海運局長)

ハ、文化財小委員会

韓国側代表・・・嚴堯燮(駐日公使)、文哲淳(駐日代表部参事官)

日本側代表・・・伊関佑二郎(外務省アジア局長)

(エ) 平和ライン及び漁業分科委員会代表

韓国側代表・・・金潤根(弁護士)、吉垣鎮(西南水産株式会社代表取締役・・・未出発)

日本側代表・・・高橋泰彦(農林省水産庁次長)

前記兩次全体会議での合意に沿って両側は、去る 12 月 21 日に今年内の討議の締めになった第三次全体会議を持つまで、各分科委員会別に大体毎週一回ずつ公式会合を持つ一方、随時に非公式な討議も互いに行った。

今までの会談進行を通して、日本の総選挙のせいで政治的な不確定期間もあったので、各問題ごとに急進的な進展はなかったと見られるが、色々な懸案の問題の中で在日韓人の法的地位問題においてだけは、今回の会談を通して前後 6 次の公式会議に数次の非公式会合を持つことで、相互間に新しい提案も交換される等実質的な問題の討議が多く展開され、相当な程度に両側の立場が調整されたが、これは特記すべきことだ。

3. 各分科委員会の討議進展状況

(1) 基本分科委員会

本委員会は他の分科委員会の進展に沿って会議を開催することで、両国間の合意ができているので、まだ 1 次の会議もなかった。

(2) 在日韓人法的地位分科委員会

前述したように本委員会は、今まで 6 次にもわたる公式会議を持ったが、その間色々な問題(例えば在日韓人の永住権、退去強制、職業権、財産権及び財産搬出問題等)に関して、実質的な討議が進行したことで、相当な進展があった。

今まで討議されたことを問題別に分けて、双方の主張を説明すると次の通りだ。

(ア) 永住権問題

イ、永住権を付与する対象者の範囲

日本側は永住権を付与する対象者の範囲を制限して、

(1) 太平洋戦争終戦当時から続けて日本に居住する韓人、及びサンフランシスコ平和条約発効以前に日本で出生し続けて居住するその子孫に対しては永住権を与える。

(2) サンフランシスコ平和条約発効以後に出生したその子孫に対しては、次のように処理する。

イ) 成年になるまでは家族と同居できるように人道的な措置をする。

ロ) 成年になったら永住許可申請を受けて、好意的にこれを許可するよう特別に考慮する。

と主張するのに対して、韓国側はサンフランシスコ平和条約発効前後、成年余否にこだわらず、戦前から日本に続けて居住する韓国人、及びその子孫は当然全部永住権が付与されなければならないし、サンフランシスコ平和条約発効の日時のようなものが在日韓人の永住権付与余否に関する基準点になる理由がないと主張してい

る。

ロ、永住権許可の方法

韓国側は申請、審査、発給の順序に沿って永住権を個別的に付与することを原則にしようという意見を持つのに対して、日本側はもう少し包括的で簡便な方法がないかに関して、一緒に討議したいとしている。

ハ、退去強制

日本側は、一般外国人は日本国入国管理令第 24 条に規定された退去強制事由に該当する者は退去強制されるが、在日韓人に対しては該当事由を縮める用意があると言うのに対して、韓国側は在日韓人が特殊な地位ないし事情を持っているので、退去強制はあり得ないと主張している。

(イ)処遇問題

韓国側は在日韓人に対する内国民待遇の付与を要求し、教育及び経済的分野において、日本人と同等な機会が与えられなければならないと主張しており、これに対して該当部間の合意調整後自分の側の提案を提出するとしている。

(ウ) 在日韓人の本国帰還時の財産搬出問題

韓国側が帰還者の財産搬出及び送金に対して、如何なる制限も加えてはならないと主張するのに対して、日本側は課税、搬出財産の量、または送金額の限定等で制限を加えようとしている。

以上が今まで討議された大筋だが、わが側は今後この問題に関して、在日韓人が本人が望むなら日本に安住できるように、最大限の法的及びその他保障を確保してあげる方向で解決しようとしている。

(3)韓国請求権委員会

本委員会は韓国の日本に対する各種確定債権、船舶、文化財等の請求問題を扱うために設置されたもので、請求権の性質に沿って船舶及び文化財を除く、その他の請求権を総合的に取扱う一般請求権小委員会、船舶請求を取扱う船舶小委員会、文化財請求権を取扱う文化財小委員会の三個の小委員会に区分して討議されている。

韓国の対日請求権は法的または、その他の根拠に依って当然韓国に帰属されなければならない権利の返還、または清算を要求しているものであり、各種財産の返還余否がわが国の利害関係に至大なので、わが側が重点を置いている反面、日本側は会談開始以来始終消極的な態度を取って来てはいるが、今回会談においては過去 4 次にわたった会談では討議されなかった問題に対して、具体的な意見交換があったことは良い成果だと言える。今各小委員会別に討議進展事項を見ると次の通りだ。

(ア) 一般請求権小委員会

本小委員会は今回 3 次の公式会合を持ったが、わが側が開会劈頭から既に第一次会談で提出したことのある 8 個項目の請求内訳、即ち

イ、朝鮮銀行を通して日本に搬出して行った地金と地銀を返還すること。

ロ、一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮総督府債務を弁済すること。

ハ、1945 年 8 月 9 日以後、韓国から移替または送金された金員を返還すること。

ニ、一九四五年八月九日現在韓国に本社、または主事務所がある法人の在日財産を返還すること。

ホ、韓国法人または韓国自然人の日本国または日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、その他請求権を弁済すること。

ヘ、韓国法人または韓国自然人所有の日本法人の株式、またはその他証券を法的に認定すること。

ト、前記諸財産または請求権から生じた過失を支払うこと。

チ、前記返還および決裁は協定成立後即時開始し、遅くとも六ヶ月以内に終了すること。

を再び説明し、日本側の答弁と具体的な討議に入ることを要求したのに対して、日本側は始めは前回会談でと同じく何ら特別な反応を見せず、わが側の態度だけを観察する模様で会談に臨んだが、その後わが側が前期諸項目に関する請求内容をもっと具体的に・・・(概略の説明ではあったが)・・・説明し、これに対する日本の対応を要求すると、日本側は数個の点に関してその見解を表明し、今後具体的な討議を行うことで合意を見た。

(イ) 船舶小委員会

本小委員会は今回4次の公式会議を開催したが、第四次韓日会談までは主に船舶返還に関する法理論だけがくり返されたので、問題解決のための進展が見られなかったが、今回の会談では始めから法理論はまずさて置き、返還されるべき船舶の名簿の確認に入った。

韓国側が既に、第一次及び第四次会談で韓国側が提出した1945年8月9日現在韓国置籍船舶112隻(内4隻は重複しているので実際は108隻)に対する日本側の調査結果の提示と、日本側が持っている資料による韓国置籍船舶の追加名簿提出を要求したのに対して、日本側は同112隻の調査結果を提示した。結局今回の会談においてもまだ議題Aに該当する韓国置籍船舶に関する討議だけ展開されたが、今後同韓国置籍船舶(496隻)の返還問題討議が終了すれば、1945年8月9日現在韓国水域内に存在した船舶(47隻)等に関して討議が進行するだろう。

(ウ) 文化財小委員会

本小委員会は現在まで一次のみの公式会合を持ったが、劈頭わが側は過去1905年から1945年までの期間中、日本が不法または不当な方法で持って行った国宝等文化財、約30,000点の当然な返還を再三要求したのに対して、日本側は無条件の返還には応じられないが、日本国政府管理中の文化財の一部を寄贈形式で還す意思があることを暗示した。日本側は既に106点の古墳出土物返還したことがある。

(4) 平和ライン及び漁業委員会

本委員会は今回の会談で今まで2回の公式会合を持ったが、本委員会で扱っている平和ライン及び漁業問題は、日本側が最も解決を急いでいる問題になっている。過去本問題に関してわが側と日本側間で互いに提案が交換されたこともあったが、両側の見解に隔たった差異があったので、本問題が妥結を見られなかったのである。

わが側は平和ラインが、平和ライン水域内にある漁業資源を日本の乱獲から保存し、同時にわが国の水産業の発展を図り、また国防上の理由等から設定したものであり、またこのような国際的な先例も充分にあるので、日本側がこのようなわが側の国家的利益が確保できる提案をして来るのを期待するものであり、今までも日本側の誠意ある提案を要求して来たのである。今回の会談において日本側は、以上のようなわれわれの立場と要望を無視した内容の提案を行って来たので、わが側は同提案は考慮の対象にならないという立場を明らかにし、誠意あるまた考慮の余地がある提案をしてくれることを要求して来たのである。

P101 韓日関係文書要録

韓国独立関係文書

1. カイロ宣言

The Cairo Declaration

発表日時：1943年12月1日

参加国：中国、英国、米国

本宣言は上記3ヶ国の元首がカイロで1943年11月22日から26日にかけて会談した結果発表されたもので、これら3ヶ国政府は本宣言を通じて敵国の無条件降伏を獲得する彼らの政策を再確認し、彼らが領土拡張を企図するものではないことを明らかにした。

彼らはまた本宣言で、韓国に自由と独立を付与することを約束した。

2. ヤルタ協定

Yalta Agreement Regarding Japan

署名日時：1945年2月11日

署名国：ソ連、米国、英国

1945年2月4日から同月11日までクリミア半島で開催された上記3ヶ国の元首会談で署名されたもので、本協定で当事国はドイツが降伏してヨーロッパで戦争が終結したら、ソ連が対日本戦争に参加することを条件に、ソ連が領土及びその他の利権を獲得ないし回復するのに合意したものである。

3. ポツダム宣言

The Potsdam Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender

発表日時：1945年6月26日

参加国：米国、中国、英国

本宣言は上記3ヶ国元首が1945年7月17日から8月1日にかけてポツダムで会談した結果合意発表されたもので、これは戦争を終結させるために日本に対して最後の機会を付与したもので、即時無条件降伏に関する連合国側の条件を提示したものだ。

平和条約

1. 対日平和条約

Treaty of Peace with Japan

署名日時：1951年9月8日

署名場所：サンフランシスコ

効力発生：1952年4月28日

1945年第二次世界大戦が終結し、連合国と日本間で調印された講和条約で、本条約の内には次のような韓国と関係のある事項が含まれている。

ア、韓国独立の承認(第2条)

イ、韓日両国間の財産請求権問題(第4条)

ウ、連合国との漁労協定に関する問題(第9条)

エ、連合国との通商協定締結に関する事項(第12条)

オ、韓国のための権利の留保(第21条)

財産関係文書

1. 太平洋米国陸軍総司令部布告第1号

Proclamation No.1 issued by U.S. Army Forces, Pacific to the People of Korea

布告日時：1945年9月7日

場所：日本横浜

米軍に依る南韓占領と軍政設立の目的を明らかにした最初の布告である。

2. 在朝鮮米国陸軍司令部軍政庁一般告示第 7 号
General Notice No.7
Issued by U.S. Military Government in Korea
発表日時：1945 年 12 月 31 日
在朝鮮日本公務者に強奪された文化的物品返還の要求書提出に関する指示文
3. 在朝鮮米国軍司令部軍政庁法令第 2 号
Ordinance No.2
Issued by U.S. Military Government in Korea
発表日時：1945 年 9 月 25 日(即時施行)
敵国が韓国内に所有していた諸財産の取扱いと権利行使に関する諸般規定
4. 在朝鮮米国陸軍司令部軍政庁法令第 4 号
Ordinance No.4
Issued by U.S. Military Government in Korea
発表及び施行日時：1945 年 9 月 28 日
在韓日本陸海軍財産引渡しに関する指示
5. 在朝鮮米国陸軍司令部軍政庁法令第 33 号
Ordinance No.33
Issued by U.S. Military Government in Korea
発表日時：1945 年 12 月 6 日
韓国内の日本財産を軍政庁が取得するという内容の法令

漁業関係文書

1. 隣接海洋に対する主権宣言(国務院告示第 14 号)
発表日時：1952 年 1 月 18 日
韓国の隣接海岸内の自然資源と水産物を保護するために平和ラインを設定し、同水域内においてのわが国の完全な排他的な主権を宣言したものである。
2. 漁業資源保護法
公布：1953 年 2 月 12 日
前項の海洋主権宣言に依って管轄水域を設定し、同水域内で許可なく漁労をすることを禁じた。
3. 捕獲審判令
公布、施行日時：1952 年 10 月 4 日
捕獲事件の審判のための捕獲審判所の組織と同審判の法的手続きを規定した大統領令である。
4. 防禦海面法
公布、施行日時：1950 年 3 月 1 日
戦時または内乱に際して、特に必要な時に一定水域を防禦海面と指定して、軍事目的遂行を可能にする権限を大統領に付与した法律である。

国籍関係文書

1. 韓国国籍法
公布、施行日時：1948年12月20日
2. 日本国籍法
公布、施行日時：1950年5月4日
3. 日本出入国管理法
4. 日本外国人登録法
公布、施行日時：1952年4月28日

国連軍総司令部覚書(SCAPIN)

1. SCAP Memorandum Concerning Korean Registered Vessels (SCAPIN 2168)
発表日時：1951年11月11日
1945年8月9日現在で韓国籍だった全ての船舶を韓国に返還することを日本政府に指示した覚書
 2. SCAP Memorandum Concerning Seals of Korean Government
発表日時：1946年8月7日
日本政府が強奪して行った旧韓国政府の印章を韓国政府に返還することを日本政府に指示した覚書
 3. SCAP Memorandum Concerning Registration of Korean, Chinese, Ryukyuan and Formosans
発表日時：1946年5月9日
1946年3月18日現在で日本に居住している韓国人の(中国人、琉球人、台湾人も含む)登録を日本政府に指示した覚書
- * 備考・・・本要録に収録した文書内容及びその他の韓日関係参考文書に関しては、外務部発行「韓日関係参考文書集」を参考にすること。

P110 在日韓人問題

在日韓人法的地位委員会で論議された問題は在日韓人の永住権、予備会談 退去強制、財産及び職業権保障を含む一般処遇問題、財産搬出及び国籍問題がある。

一、永住権問題

日本側は日本国内での永住権が付与される在日韓人の範囲を、次のように限定しようとしている。

- (A) 太平洋戦争終戦当時から続けて日本に居住している者
- (B) 前項該当者の子孫で対日平和条約発効日以前に日本内で出生した者
- (C) 対日平和条約発効日以後に日本内で出生した者に対しては、彼らが父母から離されて強制退去をされないように人道的見地から善処する。
- (D) 永住権許可方法に関しては簡便で良い方法があるか韓国側の意見を聞きたい。

このような日本側の立場を検討したが、

- (A) 日本側は在日韓人子孫に永住権を付与するにおいて、対日平和条約発効日を分界点に

しようと企図しているが、これは次のような理由から不可だ。

- (1) 日本側は在日韓人が平和条約発効を契機に「彼らの意思に反して」日本国籍から離脱したという論理を掲げているが、それならば在日韓人は太平洋戦争終結時に日本国籍を離脱し、大韓民国樹立と同時にわが国籍を取得したのではなく、1952年平和条約発効に際して初めて日本国籍を離脱した結果になる。
 - (2) このような主張は結果的に、平和条約発効以前に大韓民国が独立したことを否認することだから、「久保田妄言」と同じ趣旨になるので言語道断である。
 - (3) またわれわれの対日請求権は太平洋戦争終結時(1945年8月9日)から起算しているので、万一このような前例を残せばわれわれの請求額に多大な影響を与えるだろう。
 - (4) 在日韓人の子孫は特にその生活本拠地が完全に日本にあり、したがってその生活スタイルも日本化する傾向が多大なので、属地主義的見地からも彼らに永住権を付与しないのは不当だ。(米国の例を参照)
- (B) 平和条約発効以後に出生した者に対する善処云々は、次のような理由から不可だ。
- (1) 協定文に明示されなければ、日本側が後にこれに違背する行動を取る時、われわれが抗議を提起しても何の意味もない。
 - (2) したがって協定文に明示することが必要だが、日本側が国内的な理由から秘密裏の言質を願うなら、ORAL STATEMENTのようなものでなく、両側の署名を要する公式文書でなくてはならない。

(C) 永住権許可方法には次の二つがある。

- (1) 在日韓人(終戦当時から継続して日本に居住した者)全体に自動的に付与する。
- (2) わが駐日代表部に登録させ、その登録証を添付して永住権許可を申請させる。

これを検討したが、

- (1) **自動的方法を取るならば、在日韓人が永住権を貰えるようになるのが、わが政府の努力の結果ではなく、逆に当然なことだと思って大韓民国を支持するようになる可能性より、却って左翼に自分たちの功労と逆宣伝される怖れがある。**
- (2) **またこのような措置は在日共産分子たちにも自動的に永住権を与えることになり、彼らに日本内で活動を続ける足場を備えて上げることである。**

これとは反対に駐日代表部の審査を経るようにさせれば、次のような利点がある。

- (1) わが政府の努力を理解させ、また代表部登録が永住権許可申請の要件になるので、韓国系僑胞が増加する可能性が多大だ。
- (2) 特に永住権はわが僑胞の最大関心事のひとつなので、これを契機にいわゆる中立系僑胞が左翼勢力から離脱し、われわれに包摂される可能性が多い。
- (3) 永住権付与に差を置くことで却って、一部僑胞の子孫が共産化する可能性もあるかも知れないが、それよりは逆にわれわれに包摂される可能性がもっと多い。

二、退去強制問題

日本側は彼らに出入国管理令第24条(外国人で窃盗、極貧者、売淫者、麻薬中毒者、革命分子、反政府分子等を国外追放するという規定)を適用しても、韓国側と事前協議するという立場を取っているため、これを検討したが

- (A) それなら日本側に軽犯者も追放する口実を与えることになる。
- (B) また在日僑胞は大多数が極貧者で日本政府の生活扶助を貰っているが、万一韓日関係が悪化した場合には、彼らを追放しようと企図する怖れがある。
- (C) 事前協議云々は事実上、実効性がない語句だ。
- (D) したがって退去強制対象者は第24条の適用を排除し、これをただ
 - (1) 革命、反政府分子
 - (2) 麻薬中毒者
 - (3) 重罪者

だけに局限しなければならない。

三、処遇問題

在日韓人の処遇に対してわが側は、選挙権と公職就任権を除いては内国民待遇を上げることが前提に、特に

(A) 経済活動(外国人には禁止されている財産権の取得または維持、金融の恩恵、就業差別廃止等)

(B) 教育

両面でこれを完全に保障するように要求しているが、まだ日本側から公式態度表明がない。

四、帰還同胞の財産搬出問題

わが側は永住帰国者がその財産を搬出すると願う時は、これを無制限許容することを原則とするが、特に

(A) 搬出財産には如何なる関税や料金が負荷されてはならない。

(B) 韓国へ自由に送金できるようにしなければならない。

このようなわれわれの立場は、そのまま貫徹されなければならない。

五、国籍問題

在日韓人は原則的に太平洋戦争終了と共に日本国籍を離脱し、大韓民国樹立と国籍法の発効と共に、韓国籍を取得したことを確認しなければならない。